

# マイナンバー制度における安心・安全の確保

## マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

## 制度面における保護措置

本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）  
マイナンバー法（ ）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）  
個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）  
特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）  
罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）  
マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

## システム面における保護措置

個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施  
マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施  
アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施  
通信の暗号化を実施

